

区画整理に伴う重要なお知らせ

区画整理に伴う固定資産税の減免について

【問】 税務課 ☎ : 889-4413

- ① 区画整理地内の土地の固定資産税については、毎年1月1日の現況を確認して行うことになっていますので、1月1日時点において区画整理事業の造成工事等で利用できない土地については、固定資産税の減免対象になります。
 - ② 区画整理地内の建物の固定資産税については、1月1日までに建物の移転補償契約を済ませ、その契約を交わした年度の3月末までに建物を取り壊した場合は、減免の対象になります。
- ※ なお、固定資産税の減免については、**税務課窓口での申請が必要です**。申請の際は、**納税通知書・認印・関係書類(物件移転補償契約書、建物を取り壊した期日が証明できる書類等)**をお持ちください。申請についてご不明な点がございましたら、税務課までお気軽にお尋ねください。

家屋滅失届について

【問】 税務課 ☎ : 889-4413

建物の撤去後、「家屋滅失届」が必要となります。**持ち主から届出がない場合、課税されるおそれがあります**ので、まだ届出されていない方は**印鑑、区画整理事業に係る物件移転補償契約書、建物を取り壊した期日が証明できる書類等**をご持参のうえ、税務課にて届出をお願いします。

所有権移転等の届出について

【問】 区画下水道課 ☎ : 889-2508

土地区画整理法第85条の規定により土地の売買や相続などで、区画整理地内に所有する土地の権利関係に変更が生じた場合は、区画下水道課に「**所有権移転届出書**」の届出が必要となります。なお、届出を行う際は、土地登記簿謄本(登記事項証明書)の写し等、所有権等の移転を証する書面の添付が必要です。

建築行為等の制限について

【問】 区画下水道課 ☎ : 889-2508

- ※ **土地の形質の変更(切土、盛土)**
- ※ **建築物その他の工作物(擁壁、石積、車庫等)の新築、改築、増築**
- ※ **重量5トンを超える、移動の容易でない物件の設置**

以上を行うには、土地区画整理法第76条第1項の規定により、南風原町長の許可を受けなければなりません。許可をする場合において、区画整理状況により、期限、その他必要となる条件が附される場合があります。申請の前に、区画下水道課にご相談するようお願いします。

仮換地の分割について(従前地分筆)

【問】 区画下水道課 ☎ : 889-2508

- ・仮換地指定された土地の分割に伴う計算業務の費用については、本町では初回の費用は町負担で行っておりますが、2回目以降の費用については、申請者負担となります。
 - ・従前地の分筆に伴う費用については、申請者負担となります。
- ※ 仮換地の分割及び従前地の分筆の際は、事前に区画下水道課までご相談をお願いします。

地区計画・建物用途について

【問】 まちづくり振興課 ☎ : 889-4412

津嘉山北土地区画整理地内には地区計画が定められており、建築物の用途や高さ制限等があります。地区計画に関する問い合わせは、まちづくり振興課までお願いします。

◎ 区画整理について問合せ

◎ 地区計画について問合せ

◎ 税金関係について問合せ

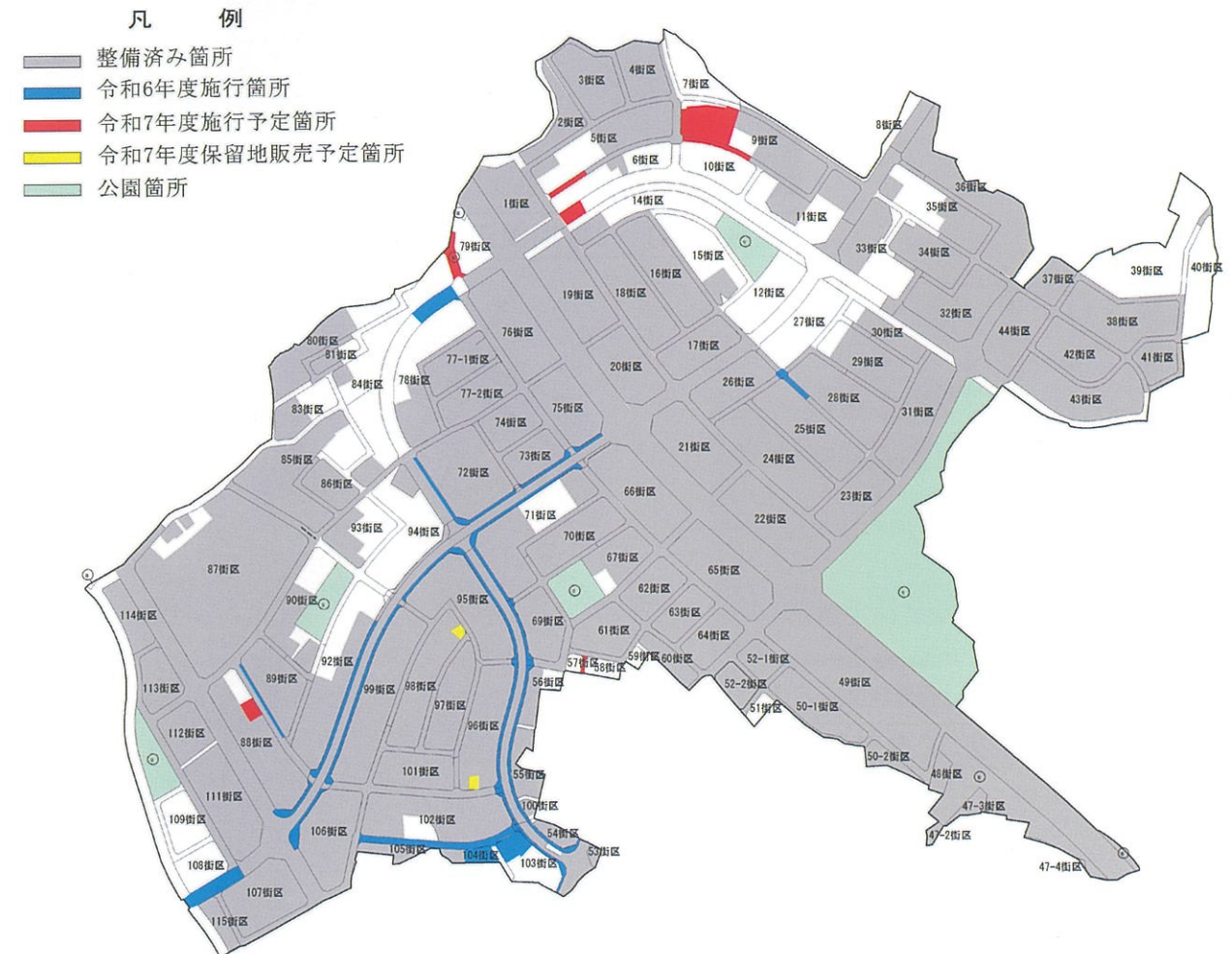
区画下水道課 ☎ : 889-2508

まちづくり振興課 ☎ : 889-4412

税務課 ☎ : 889-4413



令和7年度 施行予定箇所



※ 施行予定箇所については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

■ 保留地販売情報

平成28年度からスタートした保留地販売。令和7年度は、2箇所の保留地の販売を予定しております。保留地販売のご案内は、詳細が決まり次第、町の広報誌、ホームページ、LINEでお知らせします。

保留地ってなに？

土地区画整理事業の事業費にあてるために、
一定量の土地を換地せず、販売することができます。
その土地を保留地といいます。



津嘉山北土地区画整理事業 進捗状況写真

令和7年2月現在



津嘉山1411-2番地周辺 工事完了



津嘉山1378-1番地周辺 工事完了



津嘉山1466-5番地周辺 工事完了



津嘉山1199-1番地周辺 工事完了



津嘉山1522-2番地周辺 工事完了



津嘉山1358-1番地周辺 工事完了



津嘉山539番地周辺 工事完了



写真方向